

動物実験に関する自己点検・評価報告書

国立大学法人鹿児島大学

令和 4 年 3 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程を定めている。
- 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会規則」、
「鹿児島大学における動物実験に関する申し合わせ」、「鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）、
「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下、「飼養保管基準」という。）に則した機
関内規程ならびに内規等が定められている。よって、機関内規程について、基本指針に適合する機関内規
程が定められていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

特になし。

2. 動物実験委員会

1) 評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。
- 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会を設置していない。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会規則」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

文部科学省の基本指針に則り、動物実験委員会による動物実験計画書の審査、動物実験の実施状況および
結果の把握、飼養保管施設・実験室の調査、承認、教育訓練の実施等、動物実験の適正な実施のために必
要な体制が構築されている。また、基本指針にある3種の要件をもとに委員会委員を構成している。よっ
て、動物実験委員会について、基本指針に適合する動物実験委員会が置かれていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

特になし。

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「鹿児島大学動物実験計画書」、「鹿児島大学動物実験計画書（変更・追加）」、「動物実験報告書」、「飼養保管施設設置承認申請書」、「実験室設置承認申請書」、「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」において、動物実験計画の立案、審査・承認・結果報告の手続きが規定されており、文部科学省の基本指針に即した動物実験の実施体制が整備されている。また、これらの手続きに必要な各種様式も定められている。よって、動物実験の実施体制について、基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

動物実験の実施状況や結果を学長が確認、把握できる体制が継続して維持、実行されているか、今後も定期的に確認を行う。

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学病原体等安全管理規則」、「鹿児島大学における病原体等の管理要領」、「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン」、「鹿児島大学放射線安全管理規則」、「鹿児島大学遺伝子組換え実験安全管理規則」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

安全管理を要する動物実験において、「鹿児島大学病原体等安全管理規則」、「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン」、「鹿児島大学放射線安全管理規則」、「鹿児島大学遺伝子組換え実験安

全管理規則」等の必要な規則が定められている。よって、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について、基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定時期

特になし。

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「飼養保管施設設置承認申請書」、「実験室設置承認申請書」、「鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準」、「本学における飼養保管施設及び実験室に関する基準に基づく点検事項」、各飼養保管施設の飼養保管マニュアル、緊急時対応マニュアル

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

郡元、桜ヶ丘、下荒田キャンパス全てに飼養保管施設が設置され、それぞれの飼養保管施設でマニュアルが策定されている。また、動物実験における緊急時マニュアルも全ての部局で制定されており、飼養保管体制は整備されている。

4) 改善の方針、達成予定時期

令和2年度に桜ヶ丘地区の飼養保管施設の現地調査を実施。実験動物および飼育環境の記録に関する整備等について確認を行い、改善すべき事項があった施設については改善を依頼し、再調査により改善されていることを確認した。

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

特になし。

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会規則」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

動物実験委員会が設置され、動物実験計画の審査、飼養保管施設や実験室の調査、自己点検・評価等、基本指針や機関内規程に定められた動物実験委員会の活動が実施され、議事録も保管されている。よって、動物実験委員会について、基本指針に適合し、適正に機能していると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

3次審査までの間の施政者とのやり取りを保管しておくことが望ましい。

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「動物実験報告書」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

文部科学省の基本指針や「鹿児島大学における動物実験に関する規則」に基づき動物実験計画書が適切に審査されている。また、「動物実験報告書」も提出されており、学長へ報告されている。よって、動物実験の実施状況について、基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

特になし。

3. 安全管理をする動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験を行っていない。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学病原体等安全管理規則」、「鹿児島大学における病原体等の管理要領」、「発がん物質等危険物質を用いた動物実験に関するガイドライン」、「鹿児島大学放射線安全管理規則」、「鹿児島大学遺伝子組換え実験安全管理規則」

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

遺伝子組換え動物実験、病原体を用いた感染実験、発がん等危険物質を用いた実験など。安全管理に注意を要する動物実験が適正に実施され、安全管理上の問題も生じていない。よって、安全管理を要する動物実験の実施状況について、基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されていると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準」、「本学における飼養保管施設及び実験室に関する基準に基づく点検事項」、各施設から提出された「飼養保管マニュアル」、緊急時対応マニュアル、飼養保管施設自己点検表

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

実験動物の飼養保管については「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「鹿児島大学における飼養保管施設及び実験室に関する基準」が定められている。また、それぞれの飼養保管施設に対応した飼養保管マニュアルが策定され、それに基づき実験動物が適正に飼養保管されている。よって、実験動物の飼養保管状況について、基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施していると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

令和3年度に郡元・下荒田キャンパス、入来牧場における全ての飼養保管施設について、現地調査を実施する。

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

各施設の飼養保管マニュアル、飼養保管施設自己点検表

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

中核施設である動物実験施設や他の飼養保管施設で老朽化が進んでおり、改善すべき点が認められる。よって、施設等の維持管理の状況について、概ね良好であるが、一部に改善すべき点があると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

令和3年度から研究支援センター動物実験施設の改修が実施されるが、今後も飼養保管施設の老朽化の現状について、大学側に理解してもらうための方策を委員会として検討し、老朽化対策のための予算申請等、今後も継続していく必要がある。

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

教育訓練受講記録、教育訓練スライド

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)

動物実験に関する教育訓練は毎月実施され、飼養者、実験実施者のみならず、学生実習で動物を使用する学生も受講対象となっている。また、留学生を対象とした英語による教育訓練も実施されている。教育訓練の内容は法律、機関内規程、動物実験の方法、人獣共通感染症等であり、受講記録も整備、保管されている。実験動物管理者に対する教育訓練は日本実験動物学会が主催する管理者講習会の受講者をお願いしている。一方、講義等で実施した教育訓練を受講した学生の情報を学部のみで把握しているケースが見受けられる。よって、教育訓練の実施状況について、概ね良好であるが、一部に改善すべき点があると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

受講した学生を学部のみでなく、大学側が正確に把握するよう努める必要がある。令和3年度から開始される再教育訓練を機に改善する予定である。

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

平成21年度以降の「自己点検・評価報告書」、鹿児島大学情報公開のホームページ（動物実験の情報）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

平成21年度以降毎年、自己点検・評価が実施されている。また、大学のホームページ上に「鹿児島大学における動物実験に関する規則」、「自己点検・評価報告書」、「動物実験計画書の承認件数」、「飼養する動物種および匹数」等を含めた本学における動物実験に関する情報が公開されている。よって、自己点検・評価、情報公開について、基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施していると判断する。

4) 改善の方針、達成予定期

委員の構成（委員の所属部局及び専門分野）ならびに機関内規程を補足する「鹿児島大学における動物実験に関する申し合わせ」についても公開することを検討する。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

全学における動物実験の実施状況および実験動物の飼養保管状況について今後も正確な把握に務めなければならない。